

令和5年度香川県家畜商講習会開催要領

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定による令和5年度香川県家畜商講習会を下記のとおり開催する。

記

1 講習会の目的

家畜の取引業務に必要な知識の習得を図る。

2 講習会の対象者

家畜の取引業務を行うため家畜商免許を必要とする者

（ただし家畜商法第4条の要件に該当する者は免許を与えられない。）

3 開催日時及び場所

日時：令和5年9月6日（水曜日）（9時から17時15分）

令和5年9月7日（木曜日）（9時から17時15分）

場所：高松市番町四丁目1番10号 香川県庁 北館3階306会議室

4 講習科目

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 家畜の取引に関する法令 | 4時間 |
| (2) 家畜の品種及び特徴 | 4時間 |
| (3) 家畜の悪癖、機能障害および疾病 | 6時間 |

5 受講手続及び申込み期間

家畜商講習会受講申込書（様式1）に講習手数料として香川県収入証紙（3,200円分）を貼付し、県庁畜産課あて（後述10に送付先を記載）、令和5年6月16日（金曜日）から令和5年8月2日（水曜日）までに提出すること。

※郵送での提出の場合は、令和5年8月2日（水曜日）の消印有効。

※香川県収入証紙には消印をしないこと。

※県外及び県内島しょ部（小豆島を除く）居住の受講希望者等、香川県収入証紙を入手困難な場合は、為替証書による提出も可能（為替証書の記入欄は空欄とすること）。

※写真1枚（縦3.0cm×横2.4cm、無帽・正面向き・上半身像、申請前6カ月以内撮影）を添付すること（必ず裏面に氏名を記載すること）。

※申込み締切り後、令和5年8月下旬に受講通知を発送予定。

6 定員

講習会の定員は、45人とする。

※原則先着順とし、定員に達し次第募集を締め切ります。応募状況により受付期間内であつ

ても、受講できない場合がありますので、受講申し込み前に必ず香川県農政水産部畜産課生産流通グループ（087-832-3427）までお問い合わせください。

7 講習会の特例措置

家畜商法施行令第1条の4第1項ただし書の規定による講習時間の特例措置の適用を受けようとする者は、講習時間の特例措置適用申請書（様式2）に必要事項を記入の上、獣医師免許又は家畜人工授精師免許証の写しを添えて提出すること。

特例措置適用者は、9月7日（木曜日）のみの受講で可とする。

8 修了証明書の交付

所定の講習科目を修了した者には修了証明書を交付する。

なお、この修了証明書は、家畜商法第3条第2項に規定する者の証明となる。

9 その他

(1) 講習会当日の受付時間は、両日とも8時40分から9時までとする。

(2) 受講者は筆記用具を持参し、昼食は各自で対応すること（会場内での食事は不可）。

(3) 講習会で使用するテキストは下記のものとする。

「家畜取引の知識 改訂版」日本家畜商協会編（株）ぎょうせい2020.11発行版

10 受講申込み及び問合せ先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県農政水産部畜産課 生産流通グループ（松坂、傍示）

TEL：087-832-3427 FAX：087-806-0204